

ID: 5417

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	再開発等促進区等内の斜線制限の緩和許可		
法令名 根拠条項	建築基準法第 68 条の 3 第 4 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第68条の3（再開発等促進区等内の制限の緩和等）の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日